

21 監査公表第 12 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

平成 21 年 9 月 7 日

福岡市監査委員	石 川 浩二郎
同	中 山 郁 美
同	石 井 幸 充
同	大 松 健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項並びに第 2 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象，区分，範囲及び実施期間
- (1) 監査の対象局，区分，対象期間及び実施期間

ア 総務企画局

(事務監査)対象期間	平成20年 5 月から同21年 5 月まで
実施期間	平成21年 5 月11日から同年 5 月26日まで
(工事監査)対象期間	平成19年4月から同21年3月まで
実施期間	(対象工事なし)

イ 財政局

(事務監査)対象期間	平成20年 5 月から同21年 5 月まで
実施期間	平成21年 5 月11日から同年 5 月27日まで
(工事監査)対象期間	平成19年4月から同21年3月まで
実施期間	平成21年5月1日から同年6月15日まで

ウ 環境局

(事務監査)対象期間	平成20年 5 月から同21年 5 月まで
実施期間	平成21年 5 月11日から同年 5 月26日まで
(工事監査)対象期間	平成19年4月から同21年3月まで
実施期間	平成21年5月1日から同年6月15日まで

エ 港湾局

(事務監査)対象期間	平成20年 5 月から同21年 5 月まで
実施期間	平成21年 5 月11日から同年 5 月29日まで

オ 消防局

(事務監査)対象期間	平成20年 5 月から同21年 5 月まで
実施期間	平成21年 5 月12日から同年 5 月26日まで
(工事監査)対象期間	平成18年6月から同21年3月まで
実施期間	平成21年5月1日から同年6月15日まで

カ 交通局

(事務監査)対象期間	平成20年 5 月から同21年 5 月まで
実施期間	平成21年 5 月11日から同年 5 月26日まで

キ 監査事務局

(事務監査)対象期間	平成20年 5 月から同21年 5 月まで
実施期間	平成21年 5 月29日

(2) 監査の対象事務

事務監査は各局及び行政委員会所掌の財務に関する事務及び事務の執行を、工事監査は各局所掌の工事等を対象とした。

3 監査の方法

監査は、前記の対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、事務監査は別表1の課等において抽出した諸帳簿等関係書類を、工事監査は別表2から別表4までの工事等に係る関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

4 テーマ監査

今回の事務監査及び工事監査においては、複数の部局等に共通する事務事業の中から監査のテーマを設定し、チェックや比較検証を行う「テーマ監査」を局別監査に併せて実施した。

5 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、一部の局において注意、改善を要する事項等が見受けられた。

(事務監査)

(1) 局別監査

ア 総務企画局

(ア) 自動車借上料の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

自動車借上料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成20年度の自動車借上料の支出において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(東京事務所)

(イ) 委託料の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成20年度の委託料の支出において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(企画課長)

イ 財政局

物品管理事務について適正に行うよう注意を求めるもの

物品の出納管理に当たっては、福岡市会計規則をはじめ関係法令に則り、その性質、用途に応じ常に善良な管理者の注意をもって保管し、又は管理しなければならない。また、物品管理者は、使用中の物品について、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、平成20年度及び同21年度の乗車券の出納管理において、出納簿残額と現物との照合点検を行っていないため、実査日(5月25日)現在、物品出納簿の残額と現物が大幅に相違しており、当該差額(81,400円)の乗車券を亡失していた。

今後、乗車券の出納管理に当たっては、福岡市会計規則等に則り、適正な事務処理に努められたい。

(アセットマネジメント推進課)

ウ 環境局

行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収について注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可を更新するときは、福岡市公有財産規則等に則り、許可期間満了の日30日前までに継続許可申請を受付け、許可するとともに、当該使用料を定める期日までに納付させなければならない。しかしながら、平成20年度の電柱架設用地の継続使用許可及び当該使用料の徴収事務において、一旦管理課で受付け転送された申請書と、新たに当所で受付けた申請書について、書類の内容を十分確認しないまま受理し、実査日(5月13日)現在まで同一物件であることに気がつかず、二重に許可し使用料も二重に徴収していた。

行政財産の継続使用許可及び当該使用料の徴収に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(クリーンパーク・東部)

エ 港湾局

(ア) 委託契約について適正な事務処理を求めるもの

委託契約に当たっては、福岡市契約事務規則をはじめ関係法令や契約関係書類に基づき、適正に契約手続を行い、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認しなければならない。しかしながら、平成20年度「博多港ベイサイドミュージアム等管理運営業務委託」契約事務において、仕様書で10月に製作するよう指示していたリーフレットが納品されていなかったにもかかわらず業務完了と認め、当月分の委託料を支出していた。また、平成21年3月に契約変更の手続を行わないまま、履行されていなかったリーフレット製作業務をタワー1階の年表追加業務に変更し実施させていたが、当初契約どおりの業務完了と認め、委託料を支出していた。

今後、委託契約に当たっては、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

(総務課)

(イ) 委託料の支出に長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成20年度の委託料の支出において、履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。

今後、支出に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。

(健康未来都市推進課)

オ 消防局

物品購入契約について適正な事務処理を求めるもの

物品購入に当たっては、使用時期や必要数量等を勘案の上、計画的かつ効率的な発注に努めるとともに、福岡市契約事務規則及び福岡市契約及び検査に係る事務分掌の特例に関する規則等に則り、適正に行わなければならない。しかしながら、平成20年度の物品購入契約事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

物品の購入に当たっては、関係規則等に則り、適正な契約事務を行うよう注意されたい。

(ア) 契約課で一括契約すべき案件を、分割して原課で契約しているものがあった。

(職員課、警防課、救急課)

(イ) 履行完了確認後、支払までに長期日数を要しているものがあった。

(救急課)

カ 交通局

特に指摘する事項はなかった。

キ 監査事務局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は、「準公金等の適正管理について」をテーマとして監査を実施した。

ア 総務企画局

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 環境局

特に指摘する事項はなかった。

エ 港湾局

特に指摘する事項はなかった。

オ 消防局

(ア) 「福岡市支部連合会交付金」(消防伝統技術運営助成費)の出納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

本市職員が準公金として管理する「福岡市支部連合会交付金」については、「福岡市支部連合会各支部等への運営交付金交付要領」等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、平成20年度「福岡市支部連合会交付金」(消防伝統技術運営助成費)の交付先団体のうち、「福岡市消防太鼓会」及び「福岡市消防木遣り会」の事務局の出納事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

本交付金については、その原資が市税その他の貴重な財源でまかなわれていることに特に留意し、その出納事務に当たっては、事務の執行状況の把握に努め、必要に応じて適切な指導を行うなど、適正な事務処理を行うよう十分注意されたい。

現金は預金口座で管理するとともに、支払は原則として口座振込とし、その都度、預金通帳その他により支払金額を確認の上、経理簿に記帳すべきところを、決裁を得ないままあらかじめ預金口座から現金を引き出し、担当者が管理していた。その結果、「決裁」及び「現金出納簿」の記載内容が、「預金通帳」の記帳と大幅に相違していた。

(東消防署警備課，南消防署警備課，警防課関連)

(イ) 「福岡市支部連合会交付金」(支部交付金)の出納事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

本市職員が準公金として管理する「福岡市支部連合会交付金」については、「福岡市支部連合会各支部等への運営交付金交付要領」等に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、平成20年度「福岡市支部連合会東支部交付金」、「同中央支部交付金」及び「同南支部交付金」の交付先団体の事務局の出納事務において、次のような事例が見受けられ不適切なものとなっていた。

本交付金については、その原資が市税その他の貴重な財源でまかなわれていることに特に留意し、適正な出納事務を行うとともに、二次交付先団体(分会)の実績報告についても、その成果の調査確認等を適切に行うよう十分注意されたい。

- a 南支部の出納事務において、現金は預金口座で管理するとともに、支払は原則として口座振込とし、その都度、預金通帳その他により支払金額を確認の上、経理簿に記帳すべきところを、決裁を得ないままキャッシュカードであらかじめ預金口座から現金を引き出し、担当者が管理していた。その結果、「決裁」及び「現金出納簿」の記載内容が、「預金通帳」の記帳と大幅に相違していた。

(南消防署警備課，警防課関連)

- b 東，中央及び南支部の二次交付先団体の決算報告書を抽出して監査したところ、決算報告書に証拠書類(収入・支出決裁，現金出納簿，領収証，預金通帳，

会議資料等)が提出されていないものが多数あった。

(東消防署警備課, 中央消防署警備課, 南消防署警備課, 警防課関連)

カ 交通局

特に指摘する事項はなかった。

キ 監査事務局

特に指摘する事項はなかった。

(工事監査)

(1) 局別監査

ア 総務企画局

対象工事はなかった。

イ 財政局

特に指摘する事項はなかった。

ウ 環境局

設計積算において, 次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの
平成19年度「環境局施設再整備(圧送管布設)工事〔8工区〕」

(契約金額7,119万9,450円)

工事価格は直接工事費と諸経費(共通仮設費, 現場管理費及び一般管理費等)により構成されているが, 本工事において算出基準表から求めた諸経費率(現場管理費率, 一般管理費等率)が誤っていた。その結果, 諸経費に誤りが生じた。

今後は, 適正な設計積算を図られたい。

(施設課)

エ 消防局

特に指摘する事項はなかった。

(2) テーマ監査

今回は, 「小規模工事について, その契約から検査, 支払いまでの行政事務が適法, 適正になされているか」をテーマとして監査を実施した。

なお, 定期監査の対象とした4局のうち総務企画局についてはテーマに該当する工事はなかった。

特に指摘する事項はなかった。

別表 1

監査を実施した事務を所管する課等一覧表

局・区等	監査実施対象	
総務企画局	総務部	法制課
	企画調整部	企画課長(5) ,課長(アジア連携担当)
	国際部	国際課長(3)
	人事部	職員厚生課
	職員研修センター	副所長
	東京事務所	次長, 課長(シティセールス担当)
財政局	財政部	財産管理課, 財産運用課, 契約課
	税務部	税制課, 指導課, 資産税課, 特別徴収課, 法人課税課
	技術監理部	技術企画課, 技術監理課, 検査課
	アセットマネジメント推進部	アセットマネジメント推進課, 課長(建築物アセットマネジメント推進担当), 施設建設課, 設備課
環境局	環境政策部	総務課
	温暖化対策部	環境調整課
	循環型社会推進部	業務課, 家庭ごみ減量推進課, 産業廃棄物指導課, 東部事業所
	施設部	管理課, 工場整備課, 施設課, クリーンパーク・東部, 臨海工場
港湾局	総務部	総務課
	港湾振興部	港営課, 物流企画課, 客船事務所
	建設部	補償課, 建設計画課, 建設課
	環境対策部	環境管理課
	アイランドシティ経営計画部	事業管理課, 事業計画課, 誘致促進課
	アイランドシティ事業推進部	企業誘致課, 立地促進課, 健康未来都市推進課, 事業調整課
消防局	総務部	職員課, 消防学校
	警防部	警防課, 救急課
	予防部	指導課
	東消防署	予防課, 警備課
	博多消防署	予防課, 警備課
	中央消防署	予防課, 警備課
	南消防署	予防課, 警備課
交通局	総務部	経理課, 営業課
	運輸部	運輸事務所, 橋本管区駅
	施設部	電気課, 姪浜保守事務所
	鉄道土木部	技術課, 土木設計管理監
	車両部	橋本車両工場
監査事務局	次長	第1課, 第2課, 第3課

別表 2

財政局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
北別館改修その2工事	18,900,000 円	平成19年7月27日から 平成20年2月29日まで
北別館非常用発電機設備改修工事	78,794,100 円	平成20年7月23日から 平成21年3月25日まで
外 (テーマ監査) 6 件		

別表 3

環境局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
市道蒲田線道路改良工事	当初 88,693,185 円 変更 95,333,700 円	平成19年9月11日から 平成20年3月25日まで
西部(中田)埋立場第3区画整備工事(その3)	当初 280,600,215 円 変更 306,379,500 円	平成19年6月12日から 平成20年3月15日まで
東部工場解体工事	1,459,500,000 円	平成18年9月16日から 平成20年3月15日まで
西部工場焼却設備改良工事	451,500,000 円	平成20年4月15日から 平成21年1月15日まで
南部工場焼却炉定期修理	当初 240,450,000 円 変更 273,031,500 円	平成20年10月18日から 平成21年3月15日まで
外 (局別監査) 6 件 , (テーマ監査) 55 件		

別表 4

消防局 監査を実施した工事等一覧表

工 事 名	契 約 金 額	工 期
早良区大字西地内防火水槽設置工事	9,765,000 円	平成20年11月14日から 平成21年3月15日まで
南消防署花畑出張所耐震改修その他工事	当初 12,413,100 円 変更 13,861,050 円	平成18年12月9日から 平成19年3月10日まで
東消防署移転改築工事	当初 344,400,000 円 変更 348,877,200 円	平成19年6月12日から 平成20年7月20日まで
福岡市民防災センター空調機改修工事	当初 36,855,000 円 変更 37,624,650 円	平成19年10月26日から 平成20年2月29日まで
消防局画像伝送システム映像送受信部デジタル化工事	56,175,000 円	平成19年7月12日から 平成20年3月15日まで
外 (テーマ監査) 19 件		